

IV. 調査結果からみえてくるもの

東大阪市では男女共同参画社会の実現をめざし、平成 15 年（2003 年）に「男女共同参画推進プラン ひがしおおさか 21」を策定、平成 19 年（2007 年）に改訂し、平成 16 年（2004 年）には「男女共同参画推進条例」を制定した。

本調査は、東大阪市における男女共同参画施策のこれまでの成果を検証するとともに、今後の施策を進めるうえでの資料として活用していくものであり、以下、課題の抽出を行った。

1. 就労の場における男女平等の推進

本調査では、現在働いている回答者の就労の実態や意識のいくつかが明らかになった。

1 週間の労働時間では、週「40 時間以上」働いている割合は、女性が 37.2%に対して、男性は 68.5%。特に「60 時間以上」の割合は、女性の 4.2%に対して男性は 12.6%であり、女性に比べて男性の労働時間が長いことがわかる。

次に、昨年 1 年間の収入については、女性の約 60%が「200 万円未満」の収入であり、総体的に男性より女性の年収が低く、女性は経済的自立の基盤が弱い、という結果が出ている。

職場においては、男女ともに「管理職への登用」「昇進・昇格」「賃金」などの就労諸条件について「男性の方が優遇されている」と感じる割合が高く、また、「収入が少ない」「職場の人間関係」「将来に対する不安」に対するストレスが高いこともわかった。

昭和 60 年（1985 年）に制定された「男女雇用機会均等法」は、平成 18 年（2006 年）の改正で男女双方に対する差別、間接差別、妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いを禁止し、制度上での男女平等化の環境整備は進んでいる。

就労の場における男女平等を実現し、男女一人ひとりが自分らしく生き生きと働くためには、事業者および市民に対して、こうした法律や制度の趣旨を十分に浸透させることが重要である。これまで以上に男女共同参画の視点に立った取り組みが求められている。

また、雇用管理や能力開発において、女性の差別的な取り扱いを撤廃するためには、事業者自身の取り組みが欠かせない。東大阪市では、女性の活躍推進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する取り組みを積極的に進める事業者に対して顕彰する制度を設けているが、さらに事業所が働きやすい環境づくりに取り組みやすい制度の検討が必要である。

一方、現在仕事をしていない 50 歳未満の女性の 70%以上は「仕事につきたい」と考えているものの、「家事、子育て、介護との両立ができるか」（61.3%）、「自分のしたい仕事につけるか」（48.0%）、「職場の人間関係がうまくいくか」（36.0%）、「年齢制限」（33.3%）、「自分の健康状態や体力」（30.7%）などを不安に思っていることがわかった。

新たな就職や転職、再就職を希望する女性のためには、能力・技術の向上のための情報や場の提供、相談事業が必要であると同時に、ライフスタイルに応じて多様でかつ柔軟な働き方（たとえば、短時間労働や在宅ワーク、起業など）が選択できるようにするために、さまざまな働き方の情報提供や支援が必要である。

同時に、事業者に対しては、就労形態の違いが格差につながらないよう労働条件の向上を促す働きかけが求められている。

就労は、自立した生活を営む基盤であると同時に保障された権利でもある。

しかし、女性に対しては、この点があまり重要視されてこなかった。

たとえば、東大阪市における5歳ごとの労働力率をみると、男性が30歳代～50歳代の各年齢層で90%前後であるのに対して、女性の場合は、20歳代後半の約65%が最も高く、30歳代の出産・育児期に減少して、子育てが一段落したら再就職し、40歳代に第2の労働力率のピークを迎え、高齢になるにつれ再び減少する「M字型」の曲線を描いている。これは、家事や子育ては女性の役割という性別役割の考え方が根強く残っていることを示すと同時に、働き続けるための条件が整っていないという問題点も明らかにしている。

さらに、子育てが一段落した後の再就職では、パートタイム労働が多いということも問題点のひとつである。パートタイム労働では、正規の社員に比べて低賃金、有期雇用などと労働条件がよくない場合が多く、仕事内容も単純作業でキャリアアップにつながらない場合も多い。そして、こうした状況は、女性の高齢期の経済的不安へとつながっていく。

人生の早い段階から、一人ひとりが働くことの意味や職業の選択について考えることができるよう、学校教育や生涯学習を通して男女平等の視点に立った労働観・職業観を醸成することによって、男女がそれぞれに自立しながら、支え合える関係をつくることが求められている。

2. 日常生活や子育てについて

本調査では、子育てや家庭や職場での役割についての考え方をたずねている。

その中で、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい」、「子どもが3歳くらいまでは母親のもとで育てる方がよい」、「妻や子どもを養うのは、男性の責任である」については『そう思う』とする割合が半数を上回った。

自分の子どもの将来像として望む生き方においても、「女の子」には「家族や周りの人たちと円満に暮らす」ことを、「男の子」には「経済的に自立した生活をする」ことを望む割合が高くなっている。

固定的な性別役割分担意識に基づいて子育てや仕事を分担し、「男らしさ、女らしさ」を肯定する考え方に基づいた子育ては、次代を担う子どもたちにも、また、固定的な性別役割分担意識を受け継ぐことになりかねない。

子どもたちが固定的な性別役割分担意識を身につけることがないようにするためには、子育て中の男女に対する意識啓発や、学校での男女平等教育の充実が一層求められる。

そして、市民、特に次代を担う若い世代が、男女共同参画の認識を深められ、誰もが学びたいときにいつでも学べるよう、生涯学習などにおける学習機会を充実することも必要である。

3. 地域活動への男女共同参画、豊かな老後の暮らしづくり

東大阪市においては、平成21年(2009年)には22.1%(東大阪市人口統計表 平成21年12月末)であった高齢化率は、平成32年(2020年)には28.4%(国立社会保障・人口問題研究所 平成20年12月)と予想され、今後もますます高齢化が進んでいく。

老いは、誰にでも訪れるものであるが、老後の生き方には、居住地、職業、性別などの条件とともに、「社会的性別(ジェンダー)」が大いに関わっており、高齢期における問題もおのずと男女で違ってくるであろう。

本調査においても、老後の不安では、「一人になったときの身の回りのこと」では男性の割合が高く、「人生の最後をどこでどのように過すか」は、60歳代、70歳以上では女性の方が高くなっている。

「男は仕事、女は家庭」という役割分担の中で、仕事重視で生きざるを得なかった世代の男性は、家事の技術や家族とのコミュニケーション、あるいは地域社会とのつきあいに時間を割くことがままならず、高齢期において、家族や地域の中で孤立する傾向がある。一方、女性は平均寿命が男性よりも長いことで、高齢期の1人暮らしの可能性は高い。よって、終のすみかへの関心は自ずから高くなる。また、一般的に女性の働き方は、結婚・出産・子育てなどのために非正規雇用が多く、就業年数も短い傾向にあり、年金などの収入も少なくなりがちであり、経済的に厳しい状況が予想できる。

しかし、地域活動への参加意向をたずねた設問では、男女ともに社会参加しながら、いきいきと心豊かな高齢期を過したいという結果がでていいる。

「自治会・町内会の活動」には、男女ともに50、60歳代の半数弱が、また、「NPO（非営利団体）やボランティアの活動」には、女性50歳代、男性40、50、60歳代の約半数が「今後は（も）参加したい」と回答している。こうしたエネルギーを活かすことで、より豊かな社会を築けるのではないだろうか。

仕事、家庭、地域活動、趣味などのバランスをとりながら、自らが希望する多面的な生き方を実現できるよう、対等で支えあえる家族関係づくりへの啓発や学習機会の提供、男性の介護教室の開催などを通じて介護への共同参画の促進、高齢期の生きがいつくりにも通じる地域活動への共同参画などを支援する積極的な施策が求められている。

4. 健康支援

また、男女の心身の健康についての取り組みも重要である。

男性に対して「男もつらい」と感じるかどうかをたずねた設問では、男性の約60%が「ある」と回答し、40歳代では72.5%にのぼる。

その理由を年齢層別にみると、30歳未満では「なにかにつけ『男だから』『男のくせに』と言われる」が63.9%、40歳代では「自分のやりたい仕事を自由に選べないことがある」が51.4%、30歳～50歳代では「仕事の責任が大きい、仕事できて当たり前と言われる」が40%を超えている。60歳代、70歳以上では「衣食住のことが十分できなくて、生活が不便である」が高い。世代での違いはあるものの、男性が「男らしさ」に縛られていることが明らかになった。

近年、年間の自殺者が3万人を下ることはない中で、中高年男性の比率が高いことは多くの人の知るところである。自殺の理由は、健康や経済的な理由が大半を占めているが、その背景にもまた「男らしさ」の抑圧があると考えられる。仕事重視の生活を当たり前とする中で過重な労働を重ねていたり、妻子を養うのは男性の仕事と思い込んでいる中で心身をむしばまれていく可能性は大きい。

男性自身が自らの仕事偏重の生活スタイルを見直し、語り合うことのできる男性の集いの場づくりや相談窓口の充実などの支援が求められている。

一方、女性のこころと体の健康については、東大阪市ではすでに多くの取り組みを進めているところであるが、その認知度はあまり高くない。

せつかくの施策を有効に活用してもらえるよう、利用しやすいしくみづくり、情報提供のあり方、

施策の連携などの課題の一つひとつ取り組んでいく必要がある。

5. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取り組み

本調査を「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の観点から見てみよう。

女性自身が希望する暮らし方をみると、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」を組み合わせた暮らし方をしたいとする割合は約67%である。しかし、実際の生活のその割合は約39%と減少し、「仕事優先」あるいは「家庭生活優先」とする割合の合計が50%を超える。また、意識の上でも、家事や子育て、介護は女性の責任であると考えている割合が高く、また、実際にそれに当てる時間は女性の方が多くなっている。

一方、男性では、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」を組み合わせた暮らし方をしたいとする割合は約66%である。しかし、現実には労働時間は長く、仕事中心となる場合が多い。

30歳未満の若い世代の男女も現実には仕事中心となっている割合が高い中で、仕事も家庭も地域や個人の生活も大事にしたいとの希望が高い。また、地域での活動についても参加意向がある。

以上の結果からは、仕事と生活について、当人の希望するバランスの選択を実現することは困難な状況であることがわかる。

国においては、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の取り組みを社会全体の活力を維持するための喫緊の課題として男女共同参画政策だけでなく、少子化対策・子育て支援、労働政策などとして取り組んでいる。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の取り組みは、一人ひとりの労働者にとってはより充実した人生をおくるため、事業所にとっては労働人口が減少する現状において優秀な人材の確保につながるキーワードである。

子育てや介護をしながら就労している男女労働者が、仕事との両立ができるよう子育てや介護への社会的支援の充実を一層進めることが必要である。

また、両立支援にとどまらず、仕事の充実と仕事以外の生活の好循環が生まれるような総合的な施策を展開していくことが重要である。

特に中小の事業所が多い本市においては、市内の事業所での「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関する実態を把握し、実情に合わせた取り組みをきめ細かく行うことが必要である。

6. 女性の人権の尊重

人権の尊重は、男女共同参画社会形成の根底となるものである。

本調査においては、女性の人権が尊重されていない事柄を列举し、人権が尊重されていないと思うものを選択してもらった。しかし、60%を超える項目は1つもなかった。最も高い割合の「痴漢やレイプなどの性犯罪」でも女性56.8%・男性38.5%であり、他の項目は30%台以下である。また、すべての項目で男性の方が女性より選択率が低くなっている。

また、「配偶者やパートナー、恋人からの暴力」被害の経験については、すべての項目において、「何度もされた」と「1、2度された」を合わせた割合は、女性の方が高くなっている。特に、「大声でど

なったり、物を壊したりする」「平手で打つ」「『誰のおかげで生活できるんだ』、『食わせてやっている』と言う」「こぶしでなぐったり、足で蹴る」は10%を超えている。しかし、こうした被害にあいながら、公的な相談機関への相談はわずかである。

セクシュアル・ハラスメントや配偶者やパートナー、恋人からの暴力、性犯罪など、女性に対する暴力は、固定的な性別役割分担意識や社会構造として男女格差がある中で男性から女性への支配が生じていることから起こっている。

こうした暴力の背景が認識され、女性の人権が尊重されるよう、特に男性に対し意識啓発をおこなうことが必要である。また、その上で、被害者が1人で抱え込まないで済むように、相談窓口の周知とともに、相談体制の強化が求められている。

また、平成19年(2007年)のDV防止法の2度目の改正では、市町村においても配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(「DV防止基本計画」)の策定に努めなければならないとしている。DVに関するこれまでの施策をより一層推進していくためには計画の策定が望まれる。

7. 一人ひとりが参画して進める男女共同参画社会づくり

固定的性別役割分担意識についての考え方を問う設問では、前回調査よりも性別役割分担意識に「同感しない」の割合が、男女ともに15ポイント程度減り、「同感する」が「同感しない」を上回った。そして、「同感する」理由としては、「男女で違う役割があると思うから」が大半を占めている。

これを国の調査と比較すると、東大阪市の方が「同感しない(国でいえば「反対」)」の割合が女性では約19ポイント、男性では26ポイント低く、固定的な性別役割分担意識が強いことがうかがえる。

また、「女らしさ・男らしさ」や性別による役割分担、従来のある家族のあり方を肯定する意見は少数ではなく、暮らしの様々な場面において男女の役割について固定的な観念を持っている市民が多いことがわかる。

性別による役割を固定化した考え方は、一人ひとりの個性や能力を発揮する機会を奪うことにもつながり、男女共同参画社会を実現する大きな障害である。

「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」という固定観念を払拭し、男女がともに個性と能力を発揮し、互いを尊重し合うことのできる社会をめざして、「社会的性別(ジェンダー)」の視点に立ってあらゆる場面における幅広い意識啓発に取り組んでいくことが重要である。